

令和6年度介護報酬改定について

～地域の福祉を守り抜くために～

全国社会福祉法人経営者協議会

提言・要望事項(説明資料)

1. 賃金改善と物価対策の継続を図る報酬改定

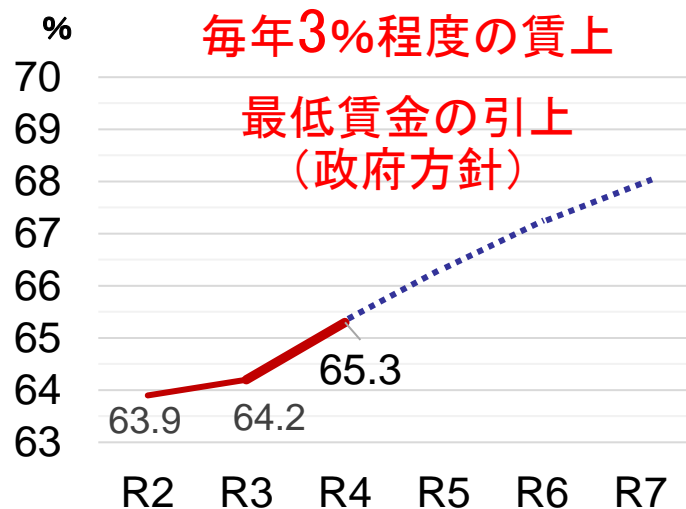
社会福祉法人の経営状況 〈主として介護事業を営む法人〉		
	令和3年度	令和4年度 〈本会独自調査の速報値〉
赤字法人の割合	約4割	⇒ 約5割
特養の収支差率	1.3%	⇒ 0.46%

賃金改善と物価対策の継続を図る基本報酬の引上げ

出典：全国経営協「令和6年度報酬改定に向けた調査」集計速報値(令和5年9月)【634法人・704施設の経営状況】
厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査」、独立行政法人福祉医療「2021年度社会福祉法人の経営状況について」
※主として介護事業を営む法人＝サービス活動収益に占める「介護保険事業収益」等が50%以上の法人

1. 賃金改善と物価対策の継続を図る報酬改定

人件費率（特養）



物価高騰の影響（令和5年3月）

<本会独自調査:N=530>
(令和3年比・1施設あたりの平均)

電気代 **1.6倍** ガス代 **1.4倍** 燃料代 **1.2倍**

年 額 **940**万円 負担増

↑ **財政支援が追いついていない!**

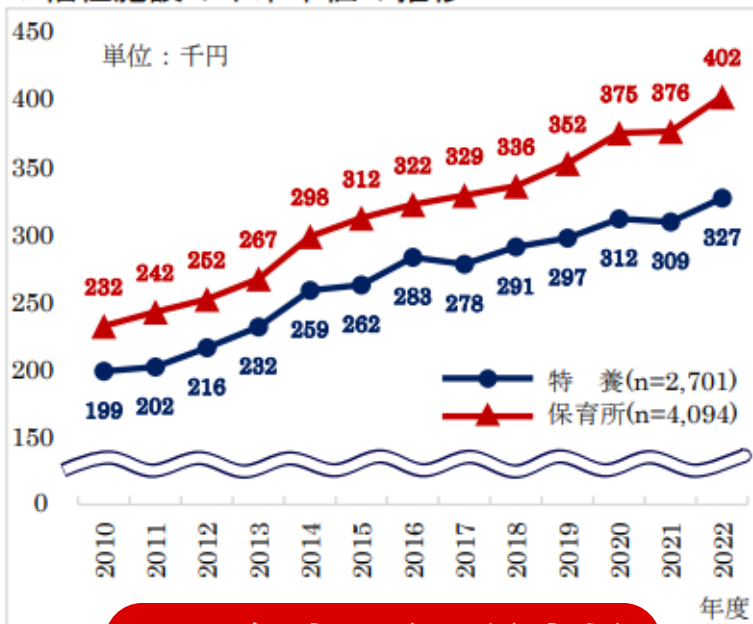
補助金 **160**万円 (受給総額 令和4年~)

政府の賃金改善施策、物価高騰の長期化を見据えた改定が必要

全産業の賃上げ・物価上昇を踏まえた臨時改定も含めた対応

2. 物価高騰への財政支援の拡充

▼福祉施設の平米単価の推移



2010年度以降で最高額

社会福祉充実財産（令和4年度）

〈本会独自調査の速報値〉

保有する法人 8.8%

保有しない法人 91.2%

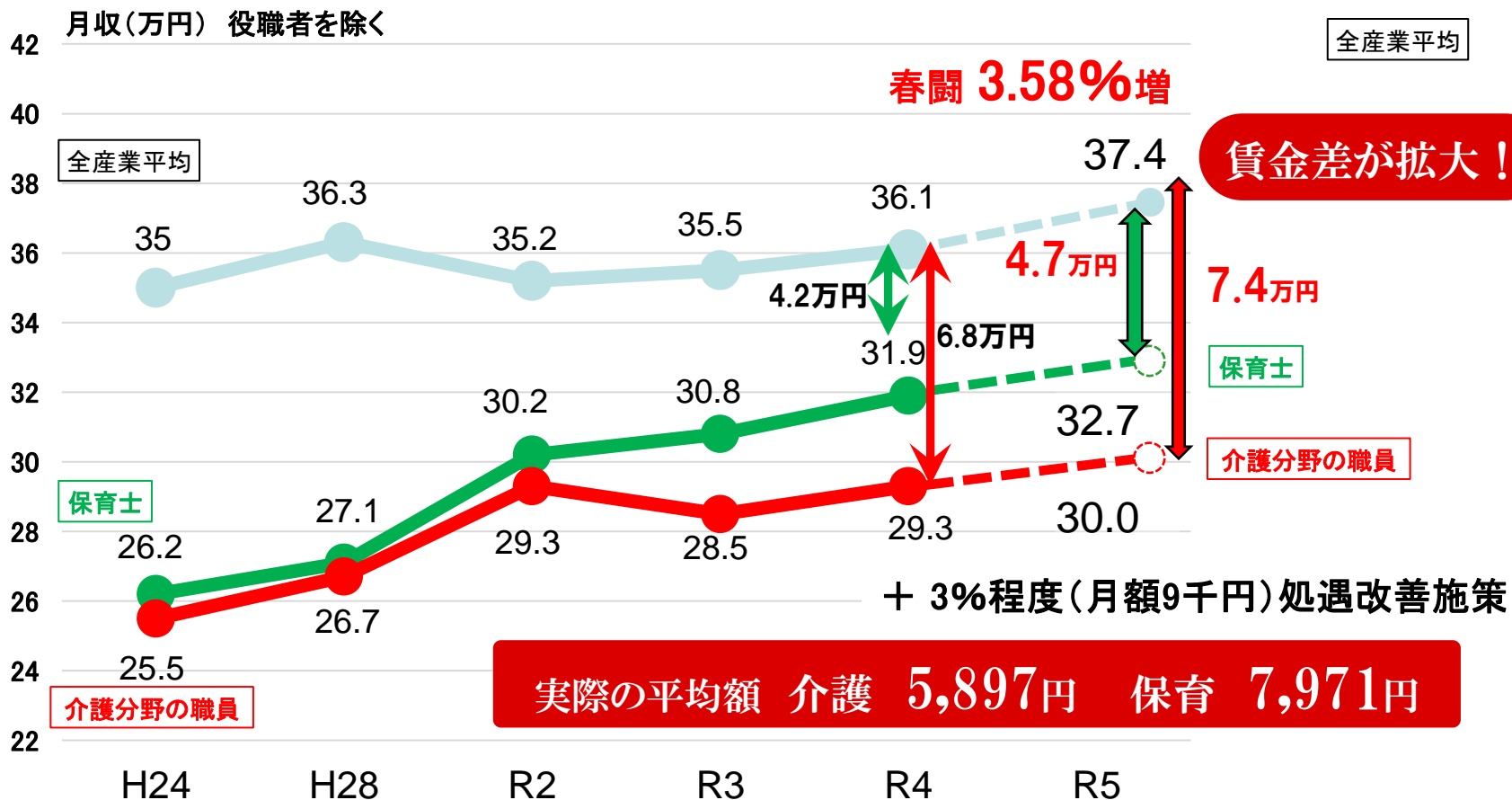
修繕・老朽改築・建替費用を
確保できていない可能性

建築費用の高騰により修繕・建替等も困難に

修繕・老朽改築・建替に備えた報酬・補助金の引上げ
(地域医療介護総合確保基金等の拡充等)

3. さらなる処遇改善・仕組みの一元化

職種別平均賃金（試算）

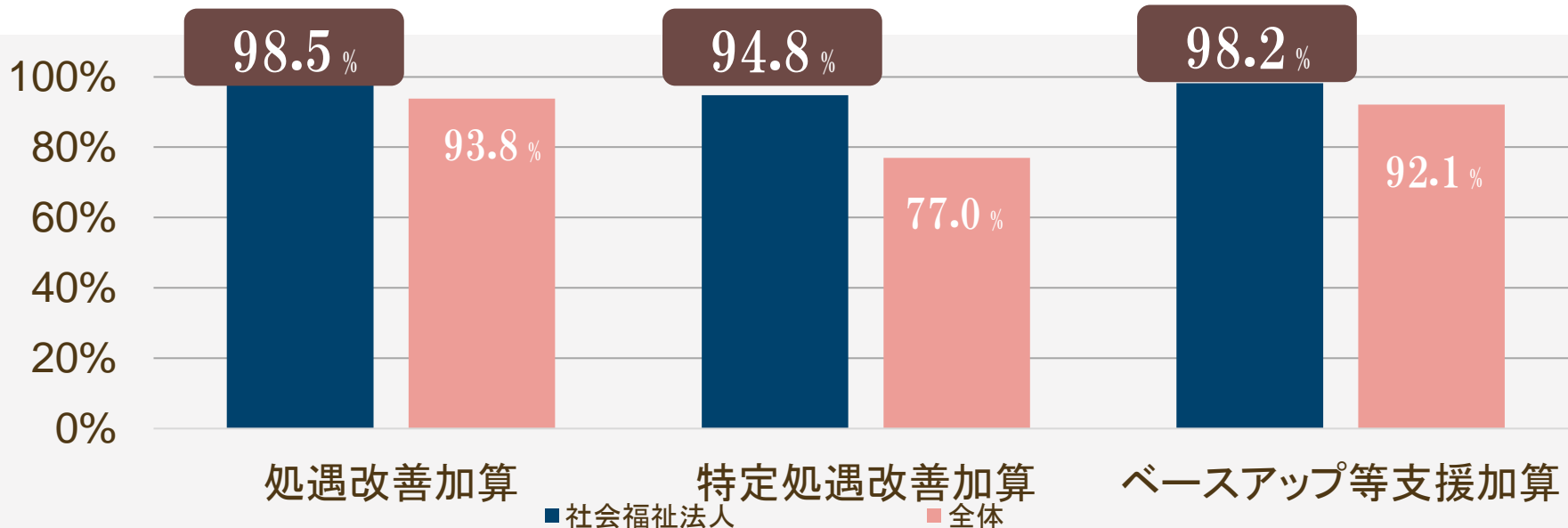


全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善

出典: 全世代型社会保障構築会議(第1回)・公的価格評価検討委員会(第1回)合同会議(令和3年11月9日開催)資料に令和3年及び令和4年の賃金構造基本統計調査結果をもとに、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、介護給付費分科会等の直近データ(R3、R4)を反映。R5はR4のデータをもとに全国経営協会で試算。「全産業」は、役職別データの産業計(非役職)のデータ
 出典: 福祉医療機構「2022年度 特別養護老人ホームの人材確保および処遇改善に関する調査結果」(2023年3月)、
 「2022年度保育所・認定こども園の人材確保および処遇改善に関する調査結果」(2023年3月)

3. さらなる処遇改善・仕組みの一元化

ほぼすべての社会福祉法人が
処遇改善加算をフル活用



加算対象とならない職種（ケアマネ等）や事業所の職員の賃金改善
約 **6** 割の法人で実施（独自財源）

処遇改善加算の一元化、簡素化と事務負担軽減

対象職種・事業、法人裁量のさらなる拡大

4. 人材確保に必要な地域区分の適切な設定

介護人材の不足状況

介護サービス事業所における人材不足感 **経年・令和4年度で上昇**

介護職員の不足感(大いに不足・不足・やや不足) **約7割**

地域区分の課題

- **通勤圏の近隣自治体と遜色ない賃金水準の維持が困難**
- **都市部(地域区分が上位の地域)への人材の流出**
- **人件費が上昇するなかサービス毎の人件費割合が実態と乖離 等**

**近隣自治体との均衡が図られる地域区分の弾力的な設定
(地域医療介護総合確保基金等の活用を含む)**

5. 医療・介護連携、認知症ケア等の拡充

医療・介護連携、医療的ニーズへの対応強化

通院・治療支援の状況

人工透析等のために通院・治療支援を行っている施設 **約 4 割**
 うち、人工透析 **約 1 割** がん治療 **約 1 割** 心疾患治療 **約 2 割**
 所要時間(1回あたり) 平均 **約 2 時間** 最大 **約 6 時間**

看取りの状況

看取りの実績がある施設(加算算定に限らず) **約 8 割**

人工透析等を必要とする利用者への通院・治療支援の評価

医師の往診拡大等による日常的な医療の強化

医療専門職等を確保するための医療・介護連携の促進

6. 効果的・効率的なサービス提供体制の強化

科学的介護の推進、ICT・テクノロジーの活用

ICT等の導入支援の継続、
活用によるサービスの質向上と業務負担軽減の評価
(LIFE、ケアプラン連携システム等の活用促進)

自立支援・重度化防止、介護の質の維持・向上

自立支援・重度化防止のための加算の活用促進
(算定率の低い加算等の単位引上げ、要件緩和)

特養等の活用、ソーシャルワーク機能の強化

生活相談員等によるソーシャルワーク業務の報酬での評価

生活困難を抱える高齢者を支援するための特養入所要件の緩和

令和6年度介護報酬改定について

～地域の福祉を守り抜くために～

全国社会福祉法人経営者協議会

提言・要望事項

賃金改善と物価対策のための経営基盤の安定

1. 賃金改善と物価対策の継続を図る基本報酬の引上げ
2. 物価高騰への財政支援の拡充
3. さらなる処遇改善・仕組みの一元化
4. 人材確保に必要な地域区分の弾力的な設定

地域共生社会の実現、地域包括ケアの深化・推進

5. 医療・介護連携、認知症ケア等の拡充
6. 効果的・効率的なサービス提供体制の強化

地域の福祉を守り抜くために

少子高齢・人口減少社会への備え

1. 高齢、障害、子どもなどの質の高い福祉サービスの提供分野を超えて生活を支援するため全世代型の事業を未来志向で展開
2. 孤独・孤立、生活困窮への支援は社会福祉法人の使命
生活困窮、ひきこもり、発達障害、不登校、独居高齢者、ネットカフェ難民 等支援が必要な方々をしっかりとサポート
3. 経済的な効率性のみを求める単なる「大規模化」ではなく、「多角化・多機能化」による経営基盤の強化、持続的な事業経営を推進

地域共生社会の実現に向け社会福祉法人が主導

地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止、人材確保と生産性の向上、制度の安定性・持続可能性の確保などを
社会福祉法人も共に検討・展開

1. 賃金改善と物価対策の継続を図る基本報酬の引上げ

社会福祉法人の経営状況

全体の収支差率 **2.5%** (前年比**-0.6%**)

赤字法人の割合 **31.3%** (前年比**+5.4%**)

介護主体法人 **4割が赤字**

特別養護老人ホームの経営状況

全体の収支差率 **1.3%** (前年比**-0.3%**)

小規模/定員31~50人 **1.3%** / **-0.5%**

従来型の赤字割合 **42.0%** (前年比**+6.8%**)

令和4年度 さらに物価高騰などの影響で悪化

物価・賃金上昇を踏まえた臨時改定も含めた対応

小規模、従来型などの定員・類型に応じた基本報酬での対応

2. 物価高騰への財政支援の拡充

物価高騰の影響（令和5年3月）

（令和3年比・1施設あたりの平均）

電気代 **1.6倍** ガス代 **1.4倍** 燃料代 **1.2倍**

年 額 **940**万円 **負担増**

↑

財政支援が追いついていない！

補助金 **160**万円（受給総額 令和4年～）

+

建設コスト 1.4倍 に急上昇

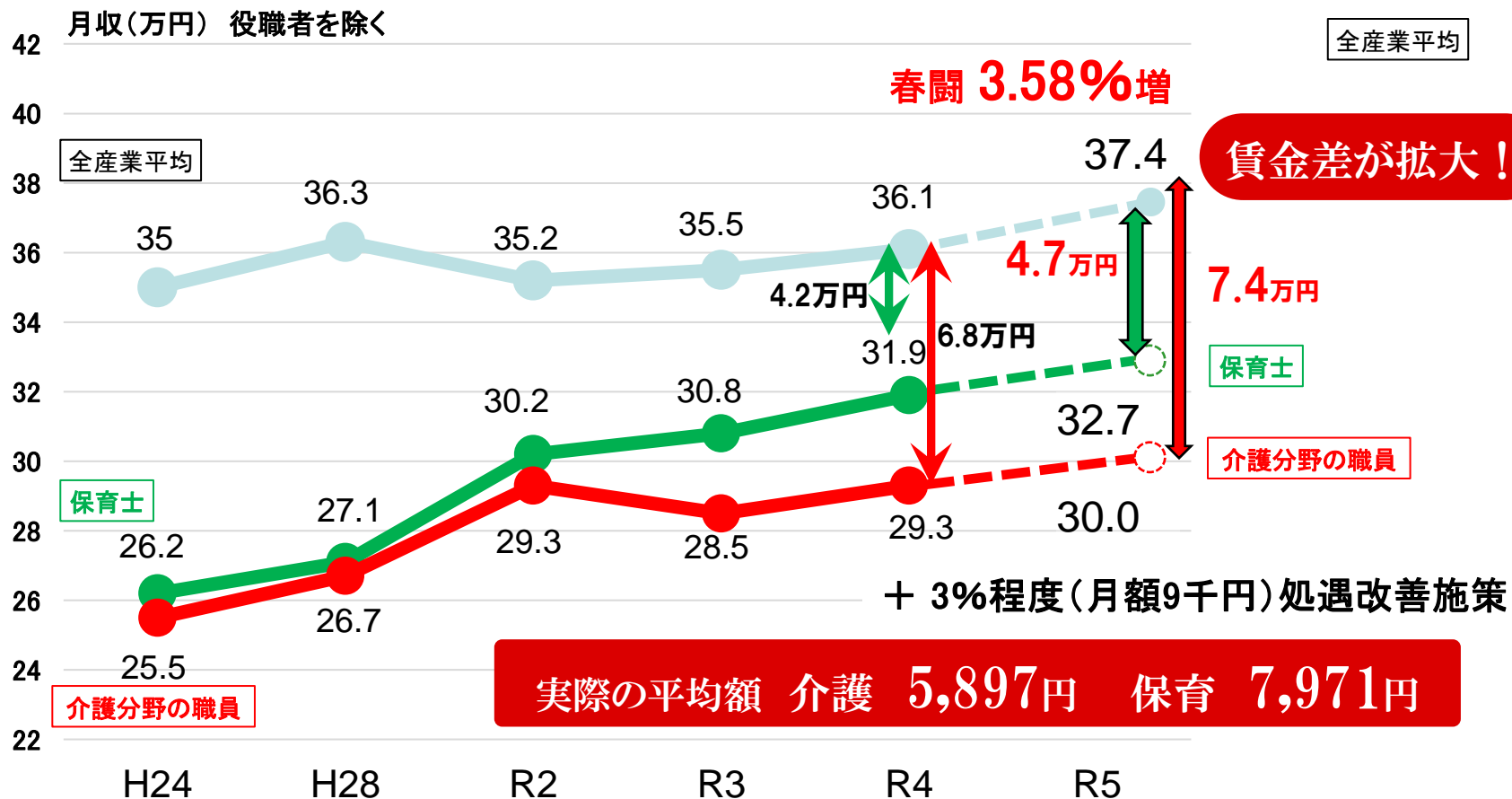
建築費用の高騰により修繕・建替等も困難に

**光熱水費等の高騰支援の拡充、
修繕・老朽改築・建替に備えた報酬・補助金の引上げ
（地域医療介護総合確保基金等の拡充等）**

食費・居住費の基準費用額の引上げ

3. さらなる処遇改善・仕組みの一元化

職種別平均賃金（試算）

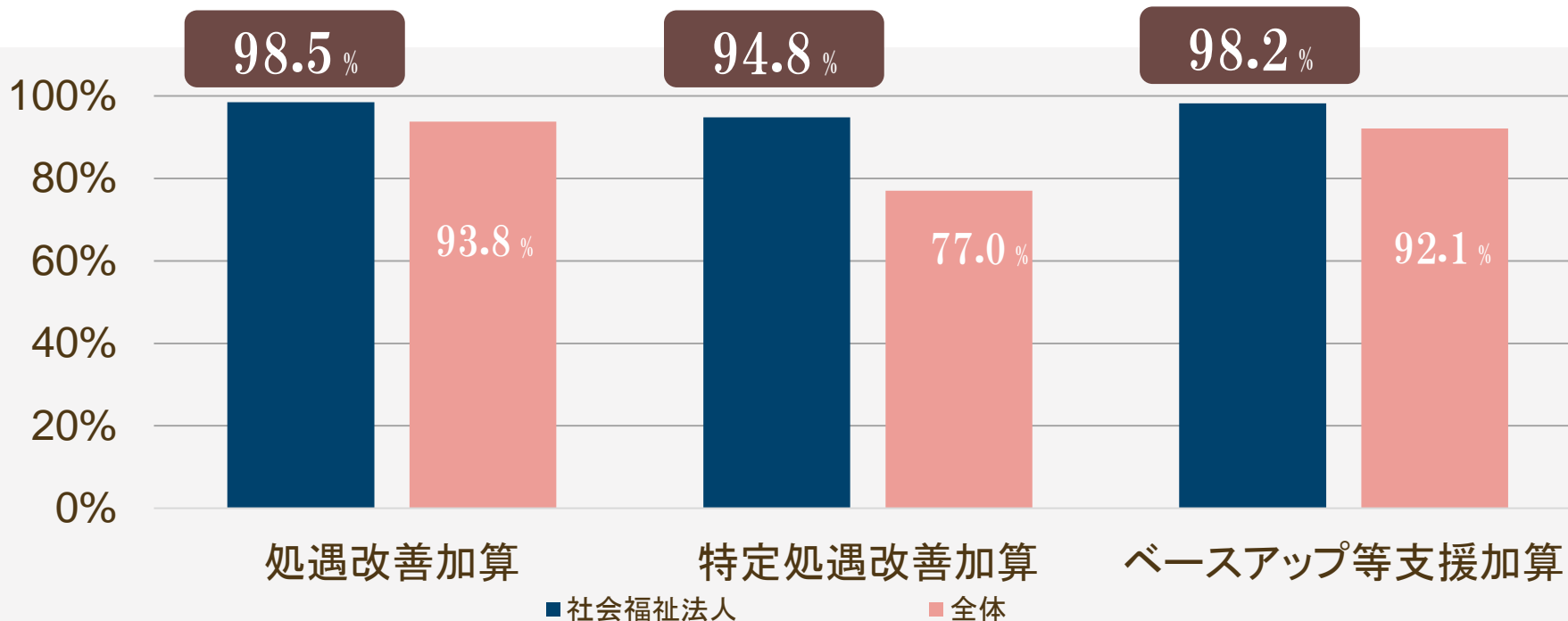


全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善

出典: 全世代型社会保障構築会議(第1回)・公的価格評価検討委員会(第1回)合同会議(令和3年11月9日開催)資料に令和3年及び令和4年の賃金構造基本統計調査結果をもとに、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、介護給付費分科会等の直近データ(R3、R4)を反映。R5はR4のデータをもとに全国経営協で試算。「全産業」は、役職別データの産業計(非役職)のデータ。
出典: 福祉医療機構「2022年度 特別養護老人ホームの人材確保および処遇改善に関する調査結果」(2023年3月)、
「2022年度保育所・認定こども園の人材確保および処遇改善に関する調査結果」(2023年3月)

3. さらなる処遇改善・仕組みの一元化

ほぼすべての社会福祉法人が
処遇改善加算をフル活用



加算対象とならない職種（ケアマネ等）や事業所の職員の賃金改善
約 **6** 割の法人で実施（独自財源）

3. さらなる処遇改善・仕組みの一元化

処遇改善加算のさらなる活用による賃金改善

処遇改善加算を取得しない理由

介護職間の賃金バランスがとれない 33.4%

職種間の賃金バランスがとれない 40.2%

事務負担 42.2%

ベースアップ等支援加算を取得しない理由

仕組みを設ける事務作業が煩雑 40.0%

計画書・実績報告書が煩雑 35.7%

職種間の賃金バランスがとれない 22.4%

法人裁量の拡大
(配分ルールの弾力化)により
賃金バランスの課題が低減
事務負担等は依然として大きな課題

処遇改善加算の一元化、簡素化と事務負担軽減

対象職種・事業、法人裁量のさらなる拡大

4. 人材確保に必要な地域区分の弾力的な設定

介護人材の不足状況

介護サービス事業所における人材不足感 **経年・令和4年度で上昇**

介護職員の不足感(「大いに不足・不足・やや不足」) **約7割**

地域区分の課題

- **通勤圏の近隣自治体と遜色ない賃金水準の維持が困難**
- **都市部(地域区分が上位の地域)への人材の流出**
- **人件費が上昇するなかサービス毎の人件費割合が実態と乖離 等**

近隣自治体との均衡が図られる地域区分の弾力的な設定
(地域医療介護総合確保基金等の活用を含む)

5. 医療・介護連携、認知症ケア等の拡充

医療・介護連携、医療的ニーズへの対応強化

通院・治療支援の状況

人工透析等のために通院・治療支援を行っている施設 **約 4 割**
うち、人工透析 **約 1 割** がん治療 **約 1 割** 心疾患治療 **約 2 割**
所要時間(1回あたり) 平均 **約 2 時間** 最大 **約 6 時間**

人工透析等を必要とする利用者への 通院・治療支援の報酬での評価

看取りの状況

看取りの実績がある施設(加算算定に限らず) **約 8 割**
算定率 看取り介護加算(I) **約 10 %** 同(II) **約 3 %**

医療連携体制を含めた適切な体制の支援、加算の活用

5. 医療・介護連携、認知症ケア等の拡充

医療・介護連携、医療的ニーズへの対応強化

配置医師・配置医師以外の医師の往診拡大による
特養の日常的な医療の強化

配置医師緊急対応時加算の要件緩和
(時間区分の撤廃、計画的な診療以外をすべて評価)

常勤医師配置加算の拡充

オンライン診療の活用、訪問看護等との連携促進

診療看護師(NP)配置加算の創設

5. 医療・介護連携、認知症ケア等の拡充

医療・介護連携、医療的ニーズへの対応強化

必要な医療、リハビリ専門職等の確保状況

加算を算定したいが確保できない法人 **約4割**

(算定したいが算定できない主な加算)

- ・ 看護体制加算、個別機能訓練加算、口腔衛生管理加算 等

**加算算定に必要な医療、リハビリ専門職等を確保できる
加算拡充、医療・介護連携の促進**

5. 医療・介護連携、認知症ケア等の拡充

医療・介護連携、医療的ニーズへの対応強化

感染症対策の継続

新型コロナのクラスターに対応した施設 約 8 割

施設内療養を実施した施設 約 9 割

厳しい経営環境のなかであって、地域医療資源がひっ迫するなかで
介護サービスを継続

感染対策や著しい減収等への継続的な財政支援

感染症による施設内療養を実施した際の報酬での評価

外部の医療専門職(感染症認定看護師等)との連携による
感染症対策の報酬での評価

5. 医療・介護連携、認知症ケア等の拡充

認知症ケア等の拡充

認知症専門ケア加算の算定要件の見直し
(研修修了者の合算など算定要件の緩和)

「認知症介護に係る専門的な研修」機会の確保
(定期的・頻回の研修開催・周知、オンラインの活用等)

日常生活継続支援加算の「新規入所者」の要件緩和

認知症行動・心理症状緊急対応加算の要件緩和
(医師による緊急利用の判断の緩和)

介護支援専門員等の通常時間外業務の報酬での評価

6. 効果的・効率的なサービス提供体制の強化

科学的介護の推進、ICT・テクノロジーの活用

ICT等の導入支援の継続、
活用によるサービスの質向上と業務負担軽減を評価
(LIFE、ケアプラン連携システム等の活用促進)

ICT等の活用の評価、加算等の拡充
(科学的介護推進体制加算の拡充、上位加算の創設)

科学的介護(LIFE)関連加算の引上げ、
事務負担等軽減のための要件緩和

自立支援・重度化防止、介護の質の維持・向上

自立支援・重度化防止に資する環境整備と
介護の質を維持・向上するための加算の活用促進
(算定率の低い加算等の単位引上げ、要件緩和)

障害者生活支援体制加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算、
自立支援促進加算、再入所時栄養連携加算 等

6. 効果的・効率的なサービス提供体制の強化

特養等の活用、ソーシャルワーク機能の強化

- 2040年問題に備え、高齢者の様々な地域生活課題や重度化等の介護ニーズに対応する「**住まい・生活の場**」、「**地域の拠点**」としての機能・役割の発揮が、地域の介護・福祉サービスを守り抜くために必要

生活相談員等によるソーシャルワーク業務の報酬での評価

- ・入退院支援と医療機関との情報連携、地域生活相談 等
- ・配置基準以上の生活相談員の配置(加配)についての報酬での評価
- ・社会福祉士等の国家資格取得者の報酬での評価

生活に困難を抱える高齢者の生活を支えるための
特養の入所要件の緩和